

諸外国の行動制限等の現状について（3/25 17:00時点更新・調査中）

※在外公館等において把握している主な取組に限る。

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
米国	<p>○連邦政府は、15日間、10人以上の社会的会合、レストラン等での食事、不要不急の旅行を避ける等の大統領ガイドラインを発表（3月16日）</p> <p>○各州及び各自治体（郡市）において、例えば以下のよう な措置を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レストラン・バー等の店内営業禁止（持ち帰り等に 限る）（カリフォルニア州、オハイオ州、ニューヨーク州 等）</li> <li>・必要不可欠ではない業態のビジネス（興行等）の閉鎖指 示（ネバダ州、メリーランド州等）</li> <li>・集会・イベントの禁止等（ニューヨーク州、ハワイ州 等）</li> </ul>	<p>○全国46州で3月16日以降、順次学校閉鎖 を実施。少なくとも121,000の公私立学校 の5,450万人に影響</p> <p>○カンザス州、バージニア州は今年度末 （8月末）までの閉校を決定</p> <p>○州単位で閉校を決定していない州にお いても、広範な地域で学校閉鎖を実施</p>	<p>○連邦政府による非常事態宣言（3月13日）</p> <p>○連邦政府は、15日間、10人以上の社会的会 合、レストラン等での食事、不要不急の旅行を 避ける等の大統領ガイドラインを発表（3月16 日）（再掲）</p> <p>○全州による非常事態宣言等の発出</p> <p>○各州・自治体による自宅滞在命令の発出（カ リフォルニア州、イリノイ州、コネティカット 州等）</p> <p>○国務省による全ての海外渡航の中止勧告（3 月19日）</p> <p>○連邦政府による大規模災害宣言（ニューヨー ク州（21日）、ワシントン州、カリフォルニア 州（22日））</p>
カナダ	<p>○連邦政府が集会の制限に関するガイドラインを作成、実 際に導入するかどうかは各州政府が決定。 例：250人以上のイベント中止要請（ブリティッシュ・コロ ンビア州、オンタリオ州等）</p>	<p>【マニトバ州】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校（幼稚園～高校）の閉鎖を要請 （3月13日～4月13日（予定））</li> </ul>	<p>○クルーズ船への乗船中止要請（3月9日連邦 外務省）</p> <p>○不要不急の海外渡航に対する中止要請（3月 13日連邦外務省）</p> <p>○州政府による非常事態宣言等の発出：オンタ リオ州、アルバータ州、ブリティッシュ・コロ ンビア州（3月17日）</p>

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
英国	<p>○2020年5月7日予定の統一地方選の1年延期を発表（3月13日）</p> <p>○大規模イベントに対する政府の不支持を表明。（3月16日首相会見）</p> <p>○パブ、レストラン、劇場等の3月20日夜からの閉鎖（3月20日首相会見）</p> <p>【スコットランド】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・500人以上の集会禁止（3月16日～）</li> </ul>	<p>○イングランド、ウェールズ、スコットランドで学校閉鎖（3/20～）</p> <p>（北アイルランドは児童生徒は3/18～、教職員は3/23～）</p> <p>ただし、医療職員等主要労働者の児童生徒のためには学校継続。</p>	<p>○単身の有症状者は、7日間自宅待機。（3月12日「自宅待機ガイドライン」、3月16日更新）</p> <p>○自身又は家族に症状のある場合に14日間の自宅待機を要請。（3月16日首相会見）</p> <p>※いずれも軽症の場合、専用ダイヤルに電話せず、国民保健サービスのウェブサイトから情報を得ることを要請。</p> <p>○NHSイングランドが、高リスク者150万人に12週間の外出自粛を個別勧告（3月22日）</p> <p>○少なくとも3週間、全ての国民に自宅待機を指示。生活必需品の購買、在宅ではなし得ない業務の通勤等のみ許される。</p> <p>加えて、以下指示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同居しない家族や友人に会わないこと</li> <li>・必要不可欠でない商品を扱う店舗、図書館、遊び場や屋外ジム、礼拝所の閉鎖</li> <li>・同居家族を除いて2人よりも多い人数（3人以上）による公共の場の集会禁止</li> <li>・葬儀を除き、結婚や洗礼その他の儀式を含む社交場の行事を停止</li> </ul> <p>※違反には警察が罰金・解散（3月23日首相会見）</p> <p>○不要不急の全海外渡航の自粛を要請（3月17日）</p> <p>○海外渡航中の英国人に対し、直ちに帰国するよう要請（3月23日）</p>

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
スペイン	○生活必需品の販売店を除く商店、文化施設等、レストラン等の営業停止 (3月14日～当面15日間)	○全州の大学以下の教育機関の休校措置	○全ての不要不急の移動を制限(必需品の購入、通院等を除く)(3月14日～当面15日間)
フランス	○100人以上の集会を禁止(3月15日～4月15日) ○大衆向け施設(レストラン、飲料提供店、美術館等)の受入れを禁止(3月15日～4月15日) ○屋外市場を閉鎖(屋外市場が唯一または最適な供給手段を想定し、地方長官が適用除外を決定)(3月24日～) ○3月22日に予定されていた市町村議会選挙の決選投票を延期	○子どもの受入れ施設・教育機関(保育所、小中学校、高校大学等)を一時停止 (3月16日～3月29日)	○100人以上が乗船するクルーズ船の寄港を禁止 (3月15日～4月15日) ○自宅外の移動を禁止(必需品の買物、通院、テレワークが困難な場合の通勤、若干の運動等は除く。ただし、移動に際し証明書類の所持が必要)(3月17日～3月31日)※罰則付き ○公衆衛生法典に「衛生緊急事態」に係る規定を創設し、「衛生緊急事態」を宣言することで、移動制限、物資の徴用等の広範な権限が行使可能に。また、違反者の罰則強化※従来より公衆衛生法典に基づき措置を講じる権限はあったが、より明確化

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
ドイツ	<p>○独全土において、全ての飲食店の閉鎖（個人が自宅で飲食するための料理の販売は例外）</p> <p>○グループによるパーティーは、公共の場所か私的な空間（住居）かを問わず許容されない。違反行為には罰則</p> <p>上記は、最短2週間適用する（3月22日）</p> <p>【バイエルン州、バーデン＝ヴュルテンベルク州、ザクセン州、ザクセン＝アンハルト州】</p> <p>州令に基づき、勤労活動・生活必需品の購入等以外の外出を制限し、違反者に罰則</p>	<p>○全州の教育施設（学校、幼稚園等）の休校措置（最長で3月16日～4月19日）</p>	<p>○独全土において、接触制限（公共空間における同居家族以外の2人を超える集まりを禁止）を最短2週間適用する（3月22日）</p> <p>○観光目的での外国渡航中止を勧告（3月17日）</p>
スイス	<p>○食料品、薬局を除く全ての店舗、レストラン、バー、娯楽施設、その他十分な対人距離を確保できない業種（ヘアサロン等）を閉鎖（テイクアウト食品店等は対象外）（3月17日～4月19日）</p> <p>○連邦議会は開催中の上下両院による春会期中断を決定。（3月15日）</p> <p>○公私を問わず、全てのイベントを禁止（近親者の葬式を除く）（3月16日）</p>	<p>○小学校以降の教育機関を閉鎖（全国4月4日まで、ジュネーブ州4月8日まで、ヴォー州4月30日までなど）</p> <p>○ジュネーブ州、バーゼル・シュタット準州では保育園も閉鎖。閉鎖するかは各州の判断。</p>	<p>○大統領による非常事態宣言（3月16日）</p> <p>○社会生活で人との距離を保つよう要請。</p> <p>○ラッシュ時通勤の回避・テレワークを推奨。</p>

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
韓国	<p>3月22日～4月5日の15日間、社会距離の確保（Social distancing）を集中的に実施</p> <p>○国民への要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不要不急の集会、外食、行事、旅行の延期・中止、及び生活必需品の購入、医療機関訪問、通勤以外は外出を自制</li> <li>・退勤後は直ちに帰宅</li> <li>・在宅勤務、柔軟勤務、通勤時間の調整により密集した勤務環境を避け、有症状者は出勤を自制</li> </ul> <p>○宗教施設、室内体育施設、遊行施設等への運営中断勧告</p> <p>※勧告に従わない場合、感染症予防法に基づき勧告状の発出後、集会・集合禁止命令（行政命令）が出され得る。</p>	<p>○幼稚園、初・中等学校の新学期始業日を延期（4月6日へ）</p> <p>○保育園の休園期間を延長（4月5日へ）</p>	<p>3月22日～4月5日の15日間、社会距離の確保（Social distancing）を集中的に実施</p> <p>○国民への要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不要不急の集会、外食、行事、旅行の延期・中止、及び生活必需品の購入、医療機関訪問、通勤以外は外出を自制</li> <li>・退勤後は直ちに帰宅</li> <li>・在宅勤務、柔軟勤務、通勤時間の調整により密集した勤務環境を避け、有症状者は出勤を自制</li> </ul> <p>○宗教施設、室内体育施設、遊行施設等への運営中断勧告※勧告に従わない場合、感染症予防法に基づき勧告状の発出後、集会・集合禁止命令（行政命令）が出され得る。（再掲）</p>